

出席停止について

感染症の種類

学校保健安全法施行規則第18条

学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 第1種：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ
- 第2種：インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
- 第3種：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

出席停止とその期間

学校保健安全法第19条

校長は、感染症にかかっており、かかっておる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童、生徒学生又は幼児があるときには、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

※出席停止期間

- 第一種の感染症にかかった者については治癒するまで。
- 第二種感染症（結核を除く）にかかった者については次の期間。
ただし、病状により学校医その他の医師においてその伝染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。
 - イ. インフルエンザにあつては、発症した後5日を経過し、解熱した後2日を経過するまで。
 - ロ. 百日咳にあつては、特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
 - ハ. 麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。
 - ニ. 流行性耳下腺炎にあつては、耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
 - ホ. 風疹にあつては、発疹が消失するまで。
 - ヘ. 水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。
 - ト. 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。
 - ニ. 髄膜炎菌性髄膜炎にあつては、病状学校医等において感染のおそれがないと認めるまで。
- 結核及び第3種の感染症にかかった者については、症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで。

手続きの方法

- ◎感染症と診断された旨の連絡があったときには、上記の出席停止期間を守って登校するようにお伝えください。（学校のHPにも掲載してあります。）
- ◎登校を再開するときには、学校のHP（保健室からのお知らせ）から「感染症罹患報告書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、持参するようお知らせください。HPからの入手が困難な場合は、登校後、保健室で用紙を渡します。（診断書や登校許可書など医師の証明は必要ありません。）
- ◎「感染症罹患報告書」は、欠席期間等を担任が確認した後、速やかに保健室へ提出してください。

感染症発生時には、速やかに保健室へお知らせください。

担任

感染症罹患報告書

1 医療機関名 _____

2 医療機関住所 _____

3 疾病名 _____

4 欠席期間等 欠席 月 日 ~ 月 日
(早退 月 日)

____年 ____組 ____番 生徒氏名 _____

保護者名 _____ 印

手続きの方法

- ①用紙「感染症罹患報告書」に必要事項を記入、押印
- ②担任に用紙「感染症罹患報告書」を提出し、出席停止期間の確認を受ける。
- ③用紙「感染症罹患報告書」を保健室に提出する。

